

第3回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年9月20日（水）午前10時00分
場 所 大田原市役所 1階101・102会議室

次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議事録署名人の選任について
- 4 議 題
 - (1) 報告第1号 農地法第5条の規定による許可について
 - (2) 報告第2号 農地の現況に関する照会について
 - (3) 議案第1号 大田原農業振興地域整備計画の変更について
 - (4) 議案第2号 農業経営改善計画の認定について
 - (5) 議案第3号 農用地利用集積計画について
 - (6) 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (7) 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - (8) 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (9) 議案第7号 非農地証明願について
- 5 出席委員（17名）（法律第27条第3項規定）

1番 渡邊 和子	2番 越沼 良	3番 秋本 則夫
4番 阿見 芳	5番 助川 悦夫	6番 津久井 勝之
7番 植竹 裕子	8番 笹沼 保治	9番 郡司 裕一
10番 荒井 一夫	11番 相馬 和恵	12番 岩城 善広
13番 鈴木 賢一	14番 古沢 成子	15番 屋代 幸子
16番 唐橋 洋子	17番 佐藤 孝	
- 6 欠席委員 なし
- 7 本会に出席した職員
 - (1) 農業委員会事務局長 伊 藤 甲 文
 - (2) 農地振興係長 生田目 友理子
 - (3) 農地調整係長 金 山 和 弘
 - (4) 農地調整係副主幹 松 本 武 久
 - (5) 農政課農政係主事 宮 澤 拓 巳
 - (6) 農政課農政係主事 菱 沼 優 夏
- 8 傍聴人 なし

開会の宣言

午前10時00分 開 会

大田原市農業委員会憲章唱和（2番）

事務局（伊藤 甲文） それでは会長のごあいさつをお願いします。

議長（荒井 一夫） <あいさつ>

本日の出席委員は17名であり、定足数を満たしております。ただいまから第3回農業委員会総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名人の選任について、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なしの声あり>

議長（荒井 一夫） 異議なしの声ですので、議事録署名人には、3番秋本委員、4番阿見委員を指名します。会議の書記につきましては、事務局の生田目係長をお願いいたします。

今回、事前に配付しております議案資料に訂正等がありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局（金山 和弘） <資料訂正箇所等の説明>

議長（荒井 一夫） それでは議事に入ります。

はじめに報告第1号「農地法第5条の規定による許可について」を上程します。報告件数は6件です。事務局から説明を願います。

事務局（金山 和弘） <総会資料説明4ページ、別冊資料説明2～4ページ>

議長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

次に報告第2号「農地等の現況に関する照会について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局（金山 和弘） <総会資料説明5ページ、別冊資料説明5ページ>

議長（荒井 一夫） 次に担当地区委員から現地調査の結果をご報告願います。古沢委員。

現地調査担当委員（古沢 成子） 令和5年8月31日、農地パトロールにおいて鈴木賢一農業委員、益子律雄推進委員、農業委員会事務局とともに現地調査を行いました。現地は住宅敷地の一部として利用されており、畑としては活用されておりませんでした。農地でないものとして回答することに問題はないと思われまます。以上、報告いたします。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明と現地担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

次に、議案第1号「大田原農業振興地域整備計画の変更について」を上程します。はじめに事務局から説明を願います。

事務局（宮澤 拓巳） <総会資料説明6ページ、別冊資料説明5～21ページ>
議長（荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告
願います。秋本委員。

現地調査担当委員(秋本 則夫) 令和5年9月15日現地調査をしまいりました。
どちらの案件も一般住宅の建設ですので問題ないと思います。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたの
で、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<佐藤 孝委員挙手>

佐藤 孝委員 私も現地調査に同行いたしました。番号1番、2番について、現
地調査をしましたところ、目じるしなどが無く、どこまでが該当地なのか
不明でした。今後、現地確認する際に申請地を明確にしてください。

番号4番について、今後、宅地化が進んでいくことが予想されます。ど
のように対応していくのか伺います。

事務局（宮澤 拓巳） 申請番号4番、親園地内の案件についてお答えします。

農政課といたしましては、基本的に農用区域からの除外について、農
業振興地域内であっても非農地に接していないと除外できない条件のもと
に申請を受け付けており、基本的にスプロールですとか、分断を招くよう
な事が無いように農用区域からの除外の申請を受付しております。

番号1番、2番については、農政課では現地に行って申請地に目じるし
の設置はしておりません。また、農政課では申請地に目じるしを設置する
指導はしておりません。今までは、申請者が委託した業者が測量した際に
使用した際の杭で申請地を判断していたのかと思われます。今後、申請者
あるいは委託業者に農業委員会による現地確認があるため申請地に目じる
しの表示をするよう指導したいと思います。

佐藤 孝委員 農業委員会として現地を確認し判断しますので、今後はきちんと
表示をしていただきたい。

議長（荒井 一夫） 区界がわからないと確認、判断できないので案件保留とな
りかねません。今後は、委託業者に区界の目印をつけるよう、指導をお願
いします。

議長（荒井 一夫） そのほか、ございますか。

質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願いま
す。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。議案第1号は原案のとおり承認す
ることといたします。

次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画に

ついて」を上程いたします。事務局から説明を願います。

事務局（菱沼 優夏） <総会資料説明7～21ページ>

議長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。

質疑はございませんか。

<秋本 則夫委員挙手>

秋本 則夫委員 備考欄に後継者の有無についての記載がありますが、後継者「無」はどのように判断しているのでしょうか。

事務局（菱沼 優夏） 後継者の有無についての厳密な基準はありませんが、申請者が農業を引退しても引き続き農業を継続していく息子や娘がいる場合に「有」としてあります。必ずしも5年以内に経営継承することではありません。

<植竹 裕子委員挙手>

植竹 裕子委員 大田原市は、年間所得500万円達成を所得目標にしてありますが、農業従事時間の目標時間は掲げてありますか。

事務局（菱沼 優夏） 農業従事時間につきましては、年間労働時間を2000時間内に収めることとしております。

植竹 裕子委員 農業経営改善計画の認定申請者一覧の見方ですが、農業従事者数が2人の場合、従事時間を従事者数で割ったものが1人当たりの従事時間と捉えてよろしいでしょうか。

事務局（宮澤 拓巳） 労働者数と時間の関係ですが、認定申請者一覧の「主たる農業従事者」の人数に対しての労働時間となります。認定申請者一覧の備考に記載のある従事時間に家族従事者の人数は含まれません。

例えば、申請者である主たる従事者が1人、家族従事者が2人の合計3人で農業に従事しており、目標時間が2000時間だった場合、目標時間は、主たる従事者1人で2000時間となります。

植竹 裕子委員 主たる従事者数は、経営者が含まれているのでしょうか。

例えば、6番について目標従事時間が5100時間、主たる従事者数が2人となっております。これについてはいかがでしょうか。

事務局（宮澤 拓巳） 主たる従事者数が2人で目標従事時間が5100時間となっているので、目標従事時間を主たる従事者数で割り返した時間が従事時間となります。そのため、1人当たり2550時間となります。

従事時間については、努力目標としております。必ずしも厳守ではありません。

議長（荒井 一夫） そのほか、質疑はございませんか。質疑がないようですので、採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第2号については原案のとおり承認することといたします。

次に議案第3号「農地利用集積計画について」を上程いたします。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (宮澤 拓巳) <総会資料説明22~26ページ>

農地中間管理機構特例事業 3件

利用権設定促進事業 4件

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。

質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第3号については原案のとおり決定することといたします。

次に議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。申請件数は1件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (金山 和弘) <総会資料説明 27 ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。秋本委員。

現地調査担当委員 (秋本 則夫) 議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、廃業と規模拡大でするので問題ないと思われれます。以上、ご報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<越沼 良委員挙手>

越沼 良委員 事務局に確認いたします。資料備考欄に記載のある10アールあたり1,200,000円の売買価格は、宅地を含めての計算なのでしょうか。詳細に説明いただきたい。

事務局 (金山 和弘) 宅地部分は含まれておりません。

越沼 良委員 売買価格の高い、安いが許可基準に影響を及ぼすことはないことは十分承知しておりますが、売買価格が高額だったため、何か別の理由があるのかと思ひまして確認をいたしました。

事務局 (金山 和弘) 補足説明をいたします。念のため代理人に確認をいたしましたところ、農地として一体利用していくことを確認いたしました。

越沼 良委員 代理人は、権利関係者の縁者なののでしょうか、業者なののでしょうか。

事務局 (金山 和弘) 代理人は業者となります。

議長 (荒井 一夫) そのほか、ございますか。質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第4号は原案のとおり許可することといたします。

次に議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。申請件数は1件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (金山 和弘) <総会資料説明 28 ページ、別冊資料説明 22 ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。秋本委員。

現地調査担当委員 (秋本 則夫) 議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請について、9月15日、第2班で現地調査をいたしました。申請者の居宅前が当該用地ですが、宅地と農地が混在しておりました。以前は育苗ハウスがあったようですが、現在は移設しておりました。長男が農業を継承するために実家に入るので敷地内に居宅を新築するものです。

転用許可することは、やむを得ないと思われれます。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<佐藤 孝委員挙手>

佐藤 孝委員 私も現地調査に同行いたしました。代理人による申請がなされる前に土砂が搬入されておりました。今後、また黒土を入れて元に戻す予定と伺いましたが、適正に手続等がなされていないため許可するのは難しいと考えますが、いかがでしょうか。

事務局 (金山 和弘) 申請人が依頼をしている代理人の申請等の遅延が今回の事態を招いたと思います。佐藤委員の言われるとおり、黒土を入れ農地に戻し、更に第4条申請をして転用することでなければ、筋が通ったことではないと思います。

しかしながら、申請人に落ち度がないことを申し添えます。

議長 (荒井 一夫) 本案件は、最初は農地改良を前提として申請があったのでしょうか、それとも最初から施設を建築する前提だったのでしょうか。

事務局 (金山 和弘) 農地改良の話が先にあり、かなりの期間を経て農業用施設を建築したいとの意向の話がありました。

農地改良と農業用施設建築の件は別々の時期に発生したもののなので、一度、農地に戻すことを予定しておりました。

議長（荒井 一夫） 農地改良を完了させたのちに施設建築の申請を行うのが本来の流れではなかろうかと思います。

<越沼 良委員挙手>

越沼 良委員 私も佐藤委員の意見に賛成です。最終的に第4条申請をしたいのであれば、まず現状を農地に復旧することが第一だと思います。また、代理人による申請の遅延なのであれば、申請人は代理人に保証を求めるべきだと思います。本案件は、農地に復旧したのちに第4条の申請をするのが良いと思います。

<佐藤 孝委員挙手>

佐藤 孝委員 かなりの面積と厚みがあるため、土砂を取り除き黒土に戻すのは不可能ではないかと思います。

議長（荒井 一夫） 本案件は、土砂を取り除き黒土に戻すのではなく、低い土地に土砂を入れ、ある程度の高さにし、農地改良として黒土を入れて農地として使用できるようにするとの解釈でよろしいでしょうか。

事務局（金山 和弘） お見込みのとおりです。現在、土砂が搬入されているところに黒土を入れます。

議長（荒井 一夫） 黒土を搬入したことを見届けて、適正に農地改良がなされた後に施設建築をするのが望ましいと思います。

<秋本 則夫委員挙手>

秋本 則夫委員 事務局で黒土が搬入されたことを確認したのちに手続きが進めば良いと思います。

<岩城 善広委員挙手>

岩城 善広委員 農地改良がなされるまでの流れは、よく理解できました。その後、申請人はどのような行動をすれば良いのでしょうか。

事務局（金山 和弘） 最初に提出された農地改良の事前協議の完了報告が提出されておきませんので、黒土を入れた段階で事務局へ完了報告の提出をし、事務局で完了したことの現地確認をする。現地確認後、第4条の許可申請の手続きに入るとい流れになります。

岩城 善広委員 黒土の搬入の確認後に第4条の許可申請の議決との理解でよろしいでしょうか。

事務局（金山 和弘） 本議案については、2つの方法があります。1つ目は、「許可相当」として本日議決をしまして、黒土を搬入し、搬入した後の現地を事務局により確認をして会長専決により許可をする。2つ目は、本日は保留とし、黒土の搬入をし、搬入した後の現地確認を経て、再度、農業委員会総会に上程をし、審議をいただく。

岩城 善広委員 農業委員会総会に上程をし、許可となれば、申請人は黒土の上に建築ができるとの理解でよろしいでしょうか。

事務局 (金山 和弘) お見込みのとおりです。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明のとおり、2つの方法があります。本案件については保留にするのか、あるいは許可相当として確認ができ次第、許可とするのか。皆様のご意見をもう少し伺いたいと思います。

<相馬 和恵委員挙手>

相馬 和恵委員 私も現地調査に同行いたしました。黒土を搬入し、完了報告の提出がなされたら、第4条の許可申請となるとして現地確認をいたしました。黒土の搬入の日程は決定しましたでしょうか。

事務局 (金山 和弘) 日程は決まっております。

相馬 和恵委員 本来の手続きに則った方法で進めないと悪い前例を作ってしまうことになりかねません。また代理人に対しても適正な対応をお願いします。本案件については、保留が妥当かと思います。1点確認いたしますが、第4条申請は本人がしたのでしょうか。

事務局 (金山 和弘) 行政書士を代理人として申請をしました。

議長 (荒井 一夫) 農地改良したのちに第4条申請をするのが原則です。現状での許可は難しいと思われます。農地改良が完結したのちに再度、第4条申請を行うこととして今回は保留としたいと思いますが、いかがでしょうか。

<異議なしの声あり>

議長 (荒井 一夫) 議案第5号は保留することといたします。

次に議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は5件です。

事務局 (金山 和弘) <総会資料説明 29、30 ページ、
別冊資料説明 23～26 ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。秋本委員。

現地調査担当委員 (秋本 則夫) 議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請について、

申請番号38番から40番は、野崎駅前の区画整理をした場所であり、周辺は住宅地となっております、問題ないと判断いたします。

申請番号41番は、周辺は宅地化されており農地よりも宅地が目立っております。許可することに問題ないと思われます。

申請番号26番は、面積は非常に小さく、周辺は山に囲まれており、勾配がきつく畑への往復も大変なため、植林をし、管理したほうが良いのではないかと感じました。以上、ご報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<渡邊 和子委員挙手>

渡邊 和子委員 申請番号38番、39番について伺います。第5条許可申請は所有権移転を伴いますが、2名の共有地として相続登記できるのでしょうか。

事務局 (金山 和弘) 登記ができるものと考えます。

議 長 (荒井 一夫) その他、質疑はございませんか。

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することことに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。

議案第6号については、原案のとおり許可することといたします。

次に議案第7号「非農地証明願について」を上程します。申請件数は3件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (金山 和弘) <総会資料31ページ、別冊資料説明27～29ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。秋本委員。

現地調査担当委員(秋本 則夫) 議案第7号、非農地証明願いについて、現地を調査した結果を報告いたします。

申請番号24番について、すでに宅地の一部として使用されておりますので証明することに問題ありません。

申請番号25番について、昭和22年、76年前から宅地として利用しておりますので、証明することに問題ありません。

申請番号26番について、現地確認をした結果、山林として管理されておりました。証明することに問題ありません。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第7号は原案のとおり証明することといたします。

議 長 (荒井 一夫) それでは本日予定されました議事の審議は、すべて終了いたしました。

次にその他に入ります。議事案件以外に委員の皆様からご意見、ご質問

等ありましたらお願いします。

議 長 （荒井 一夫） 皆さまから特にないようなので、以上で第3回農業委員会
総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午前11時55分 閉会